

日置市告示第 53 号

日置市ひおき P R 武将隊設置要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 10 日

日置市長 永山由高

日置市ひおき P R 武将隊設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、日置市（以下「市」という。）の歴史、文化、自然、特産品その他の魅力を市内外に発信することにより、観光振興、地域経済の活性化及びシビックプライドの醸成を図るため、日置市ひおき P R 武将隊（以下「武将隊」という。）の設置、運営及び派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第 2 条 武将隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内外で開催される観光イベント、祭り、物産展等への出演に関すること。
- (2) S N S 等を活用した市の魅力の発信に関すること。
- (3) 観光施設等における来訪者へのおもてなし及びガイド活動に関すること。
- (4) テレビ、ラジオ、雑誌その他の媒体への出演等による広報活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

2 武将隊は、前項各号に掲げる活動を行うに当たり、市にゆかりのある武将等を題材とした配役その他の演出を用いて、市の魅力を発信するものとする。

(隊員)

第 3 条 武将隊の隊員（以下「隊員」という。）は、市職員以外の者又は市職員であって、次に掲げる要件の全てを満たす者をもって構成する。

- (1) 市に親しみ及び愛着を有し、情熱をもって市の魅力を市内外に発信する意欲を有する者
- (2) 武将隊の活動の趣旨を理解し、積極的に活動に参加する意思を有する者
- (3) 市の観光振興及び地域振興に理解及び熱意を有する者

- (4) 誠実に武将隊の活動を行うことができる者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でない者
- (6) 法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しない者
（募集及び選考等）

第4条 市職員以外の者に係る隊員の募集、選考その他隊員の選任に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委嘱等）

第5条 市長は、公募による選考その他の方法により市長が適当と認める市職員以外の者を、隊員として委嘱することができる。

2 市長は、市職員のうちから隊員を指名することができる。

（任期）

第6条 隊員の任期は、委嘱又は指名の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱又は再指名を妨げない。

（解嘱等）

第7条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解き、又は指名を解除することができる。

- (1) 隊員から辞退の申出があったとき。
- (2) 活動を継続することが困難であると認めるとき。
- (3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第9条の規定に違反したとき。
- (5) 市及び武将隊の信用若しくは品位を損ない、又は損なうおそれがある行為があったと認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

（報酬等）

第8条 武将隊の活動に係る報酬は、支給しない。

2 市長は、武将隊の活動に必要な旅費その他の経費を予算の範囲内で支出することができる。

3 市長は、武将隊の活動に必要な衣装、備品、資料その他必要な物品を

隊員に貸与し、又は提供することができる。

(遵守事項)

第9条 隊員は、武将隊の活動に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市及び武将隊の信用又は品位を損なう行為をしないこと。
- (2) 武将隊の活動の趣旨を理解し、誠実に活動を行うこと。
- (3) 活動上知り得た個人情報その他公表されていない情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 市が貸与し、又は提供する衣装、備品、資料その他の物品を適切に使用し、及び管理すること。
- (5) SNS等による情報発信を行う場合は、市長が別に定める事項を遵守すること。
- (6) 活動に当たっては、安全管理に十分配慮すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(派遣基準)

第10条 市長は、武将隊の派遣が市の認知度向上、観光振興又は地域振興に寄与すると認めるイベント、祭り、物産展その他これらに類する催し（以下「イベント等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに武将隊を派遣することができる。

- (1) 市内で開催されるイベント等であって、おおむね 3,000人以上の来場者が見込まれ、かつ、市外からの来場者が相当程度見込まれるもの
- (2) 市外で開催されるイベント等であって、おおむね 5,000人以上の来場者が見込まれるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の歴史、文化、自然、特産品その他の魅力を効果的に発信することができると市長が認めるもの

2 市長は、前項の規定にかかわらず、派遣の申請に係る内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、武将隊を派遣しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とすると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的とするものであって、市の観光振興、地域振興又は魅力発信との関連性が乏しいと認められるとき。
- (4) 市及び武将隊の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (5) 隊員の安全確保又は円滑な活動に支障があると認められるとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が派遣することが適当でないと認めるとき。

(派遣の申請)

第11条 武将隊の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、ひおきPR武将隊派遣申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、イベント等の内容を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

(派遣の決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定するものとする。この場合において、派遣を決定したときは、派遣に必要な条件を付すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により派遣の可否を決定したときは、その旨をひおきPR武将隊派遣決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(派遣時間、派遣日数及び派遣単位)

第13条 武将隊の派遣時間は、午前9時から午後9時までの間で、市長が必要と認める時間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、イベント等の開催時間、移動時間、準備時間その他活動上必要があると市長が認めるときは、同項に定める時間以外の時間に派遣することができる。
- 3 同一のイベント等に係る武将隊の派遣は、1日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 武将隊の派遣は、衣装を着用して出演する隊員のほか、必要に応じて、PRブース等の運営、案内、連絡調整その他武将隊の活動に必要な業務に従事する市職員その他市長が必要と認める者（以下「隊員等」という。）をもって行うものとする。
- 5 派遣時間には、出演時間のほか、会場等における準備、撤収、待機その他市長が必要と認める活動に要する時間を含むものとする。

(費用負担)

第14条 武将隊の派遣に係る出演料は、徴収しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、派遣に要する旅費、会場使用料、駐車場使

用料、搬入搬出に要する経費その他派遣に伴い必要となる経費については、市長が必要と認める場合を除き、申請者の負担とする。

（派遣の条件及び申請者の遵守事項）

第15条 申請者は、武将隊の派遣を受けるに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第12条第1項後段の規定により付された条件を遵守すること。
- (2) 申請した目的及び内容以外に武将隊を使用し、又は活動を求めないこと。
- (3) 市及び武将隊の信用又は品位を損なう行為をしないこと。
- (4) 隊員の安全を確保し、円滑に活動できるよう必要な措置を講ずること。
- (5) 控室、着替え場所、駐車場その他武将隊の活動に必要な場所を確保すること。この場合において、控室及び着替え場所は、姿見、椅子、机及び冷暖房設備を備えた場所とするよう努めること。
- (6) 写真、動画等を撮影し、又は使用しようとするときは、市長が別に定める事項を遵守すること。
- (7) 屋外での出演を予定している場合において、雨天、強風、落雷、猛暑その他天候の状況により隊員の安全確保又は円滑な活動に支障があると市長が認めるときは、出演場所の変更、出演内容の変更又は出演の中止に応じること。
- (8) 事故、苦情その他派遣に関し問題が生じたときは、速やかに市長に報告し、必要な対応を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（派遣決定の取消し等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の決定を取り消し、又は派遣の内容を変更し、若しくは中止することができる。

- (1) 申請者がこの告示の規定又は派遣の条件に違反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき、又は市長の承認を受けずに申請内容を変更したとき。
- (3) 屋外での出演を予定している場合において、雨天、強風、落雷、猛暑その他天候の状況により、隊員の安全確保又は円滑な活動に支障があると認めるとき。
- (4) 災害その他特別の事由により派遣が困難であると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が派遣することが適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消し、又は派遣の内容を変更し、若しくは中止するときは、ひおきPR武将隊派遣決定取消（変更・中止）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- （損害賠償）

第17条 市長は、申請者が自己又はその関係者の責めに帰すべき事由により、市に損害を与えたときは、当該申請者に対し、その生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 市長は、申請者が自己又はその関係者の責めに帰すべき事由により、隊員等の安全確保又は武将隊の活動に関し、市に損害を与えたときは、当該申請者に対し、その生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 市長は、申請者が自己又はその関係者の責めに帰すべき事由により、市が所有し、又は管理する衣装、備品、資料その他武将隊の活動に使用する物品を滅失し、毀損し、汚損し、又はその他の損害を与えたときは、当該申請者に対し、原状回復又はその生じた損害の賠償を請求することができる。
- （免責）

第18条 市は、武将隊の派遣に関して、申請者又は第三者に損害が生じた場合であっても、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、その責めを負わない。

- 2 市は、災害その他特別の事由により武将隊の派遣を変更し、又は中止した場合において、申請者又は第三者に損害が生じても、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、その責めを負わない。
- （電子情報処理組織による手続の特例）

第19条 この告示に定める手続については、この告示の規定にかかわらず、電子情報処理組織（当該手続を行う者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）と当該手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

（電磁的記録による作成）

第20条 この告示の規定により作成することとされている書類等（書類そ

の他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

（庶務）

第21条 武将隊に関する庶務は、総務企画部商工観光課において処理する。

（その他）

第22条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

様式第 1 号（第11条関係）

ひおき P R 武将隊派遣申請書

年 月 日

日置市長 様

申請者 住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先

ひおき P R 武将隊の派遣を受けたいので、日置市ひおき P R 武将隊設置要綱第11条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

イベント等の名称	※開催するイベント・催事名等を御記入ください。
開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
開催場所	
主催者	
来場者見込数	総数 人 / 市外からの来場者見込 人
イベント等の内容・目的	
派遣希望日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
希望する活動内容	※できるだけ詳しく内容を御記入ください。
派遣希望人数等	
控室・着替え場所	☐ 確保済 ☐ 調整中 ☐ 未定 設備： ☐ 姿見 ☐ 椅子 ☐ 机 ☐ 冷暖房
駐車場・搬入場所	☐ 確保済 ☐ 調整中 ☐ 未定

様式第 2 号（第12条関係）

ひおき P R 武将隊派遣決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

日置市長 印

年 月 日付けで申請のありましたひおき P R 武将隊の派遣について、次のとおり決定（却下）したので、日置市ひおき P R 武将隊設置要綱第12条第 2 項の規定により通知します。

決 定 区 分	☐ 派遣します ☐ 派遣しません
イベント等の名称	
開 催 日 時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
開 催 場 所	
派 遣 日 時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
派 遣 内 容	
派 遣 人 数 等	
費 用 負 担	
派 遣 の 条 件	
却 下 の 理 由	※派遣しない場合に記載
備 考	

注意 派遣を決定した場合であっても、災害その他特別の事由により、派遣の内容を変更し、又は中止することがあります。

様式第 3 号（第16条関係）

ひおき P R 武将隊派遣決定取消（変更・中止）通知書

第 号
年 月 日

様

日置市長 印

年 月 日付け第 号で派遣決定（派遣の内容を変更）した
ひおき P R 武将隊の派遣について、次のとおり派遣の決定を取り消した
（派遣の内容を変更した・派遣を中止した）ので、日置市ひおき P R 武
将隊設置要綱第16条第 2 項の規定により通知します。

イベント等の名称	
区 分	☐ 派遣決定の取消し ☐ 派遣内容の変更 ☐ 派遣の中止
理 由	
変 更 後 の 内 容	※派遣内容を変更する場合に記載
備 考	この通知により派遣の内容を変更し、又は中止した場合であっても、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、市はその責めを負いません。